〈資料提供〉 平成27年3月30日 環境政策課 担当者 田丸 内線 4219 外線 076-225-1463

北陸新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について

石川県では、北陸新幹線の能美市・小松市境から福井県境までの区間、計29.5 kmについて、新たに、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持することが 望ましい基準となる「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の類型を指定します。

また、これまでに類型指定した富山県境~能美市・小松市境までの区間についても、 指定後の土地利用の状況の変化を踏まえて、一部見直しを行い、あわせて、県公報で 告示します。

なお、地域類型指定図は、県及び関係市町で縦覧できますが、県環境政策課ホームページからも閲覧することができます。

1. 環境基準の類型を当てはめる地域の指定(平成27年3月31日付け石川県公報)

## (1) 告示区間

区間			今回の指定
① 能美市・小松市境 ~福井県境	29. 5	k m	新たに指定
<ul><li>② 富山県境</li><li>~能美市・小松市境</li><li>(平成 26 年 10 月告示)</li></ul>	42.4	k m	指定後の土地利用の状況の変 化を踏まえて、一部見直し

上記①、2の計 7 1. 9 k mの区間について、あわせて告示

(②は、平成26年10月に告示しているが、今回、当該区間もあわせて、改めて告示する)

## (2) 地域類型当てはめの範囲

新幹線鉄道の軌道中心から両側300mの範囲において、国が示した「新幹線 鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処 理基準」に基づき、土地の利用状況に応じ、生活環境を保全し、人の健康を保護 する上で維持することが望ましい騒音レベルを設定します。

- ・ I 類型 (70 デシベル以下) 住居地域
- Ⅱ類型(75デシベル以下) 商工業地域
- ・類型なし 山林、河川、農地など
- ※図面は、県環境部環境政策課のほか、津幡町、金沢市、野々市市、白山市、 川北町、能美市、小松市、加賀市の環境担当課で縦覧できます。
- 2. 新幹線騒音に係る環境基準の地域類型指定図のインターネットによる公表 3月31日から県ホームページに掲載します。

## 石川県環境部環境政策課

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/index.html